糸満市
デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）
推進方針

令和６年４月

方針の内容

【本編】

1　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
2　デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）とは　・・・　3
3　方針の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
4　推進期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
5　地方自治体が取り組むべき事項　・・・・・・・・・・・・　7
6　重点取組事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
7　自治体ＤＸの取組みとあわせて取り組むべき事項　・・・・　14
8　必要に応じ実施を検討する事項　・・・・・・・・・・・・　18
9　取組事項のスケジュール等　・・・・・・・・・・・・・・　21
10　推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
11　推進していくために必要なこと　・・・・・・・・・・・・　23

【資料】

■ 用語集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
■ デジタル田園都市国家構想　・・・・・・・・・・・・・・・　27
■ 構造改革のためのデジタル原則　・・・・・・・・・・・・・　29
■ 地方公共団体が優先的にオンラインを推進すべき手続　・・　31
■ 自治体標準オープンデータセット　・・・・・・・・・・・・　33

【改定履歴】

令和６年４月１日　初版【第1.0版】

1　はじめに

日々進化を続けているデジタル技術は、私たちの社会生活に大きな変化をもたらしています。その影響は、個々の生活スタイルだけでなく、行政サービスにおいても大きく見受けられます。

また、地方自治体では、デジタル技術の利活用による経済・産業構造の変革、社会課題の解決、新たな価値の創造を図るため、デジタル・トランスフォーメーションの推進が求められています。

こうした状況を背景として、本市も時代の流れを捉え、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やＡＩ等の活用により業務効率化を図り、人的資源をさらに行政サービスのさらなる向上につなげていくため、「糸満市デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進方針」を策定します。

２－①　デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）とは

デジタル･トランスフォーメーション（ＤＸ） とは、平成１６年にスウェーデンの大学教授のエリック・ストルターマンが提唱した概念であり、「ＩＣＴの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」と言われています。近年では、「ＩＣＴ」の部分を「新しいＩＴ」と読み替えることもあります。

沖縄県では「沖縄県ＤＸ推進計画（令和４年９月）」の中でＤＸについて「デジタル技術の利活用による経済・産業構造の変革、社会課題の解決、新たな価値の創造を図る」こととされており、本市の方針におけるＤＸの定義も沖縄県と同様なものとします。

２－②　ＤＸまでの３つのステップ

経済産業省によると、ＤＸに至るまでには「デジタイゼーション」「デジタライゼーション」 「デジタル・トランスフォーメーション」の３つのステップがあるとされています。本市も同様に３つのステップで推進していきます。

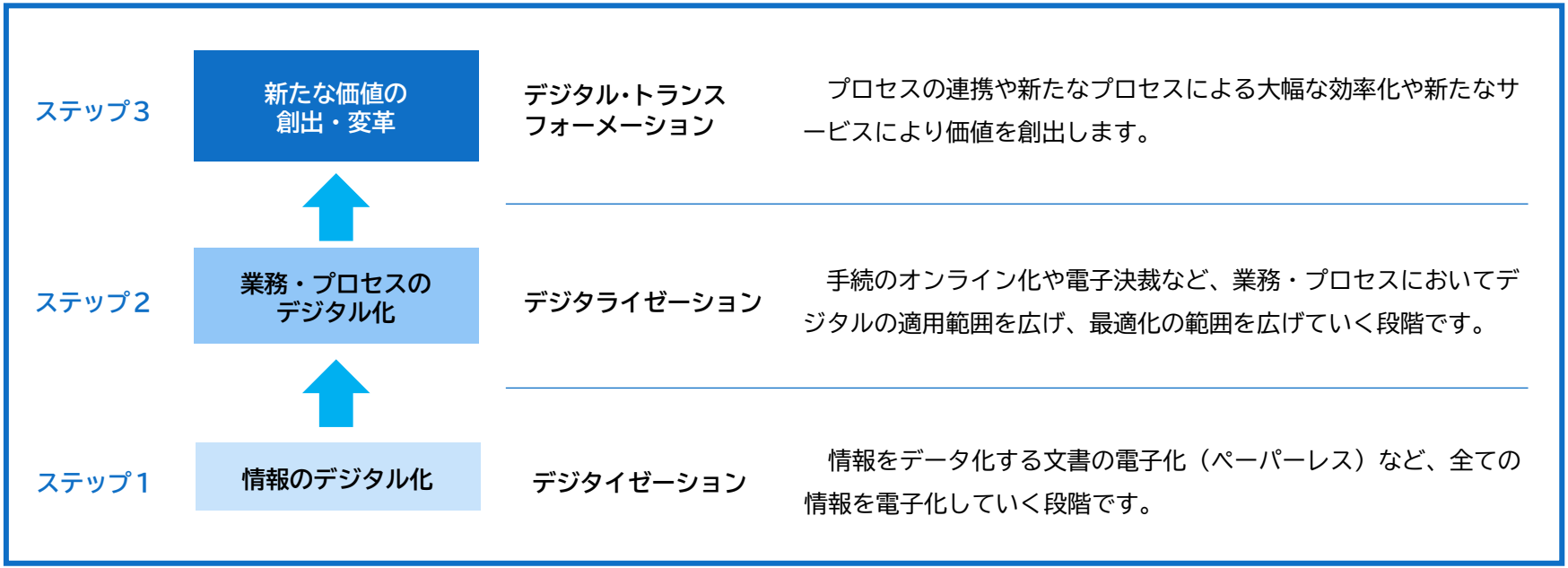

（参考）沖縄県ＤＸ推進計画

３　方針の位置づけ

本方針は、「第５次糸満市総合計画・第２期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和３年３月策定）」のまちづくりの実現を推進するための補完的役割をするものとします。

また、官民データ活用推進基本法（平成２８年法律第１０３号）第９条第３項に規定される「市町村官民データ活用推進計画」に兼ねるものとして位置付けるとともに、総務省の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画（令和２年１２月２５日策定）」、沖縄県の「沖縄県ＤＸ推進計画」の内容を参考に、デジタル田園都市国家構想の目指す「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の達成にも寄与するものとします。

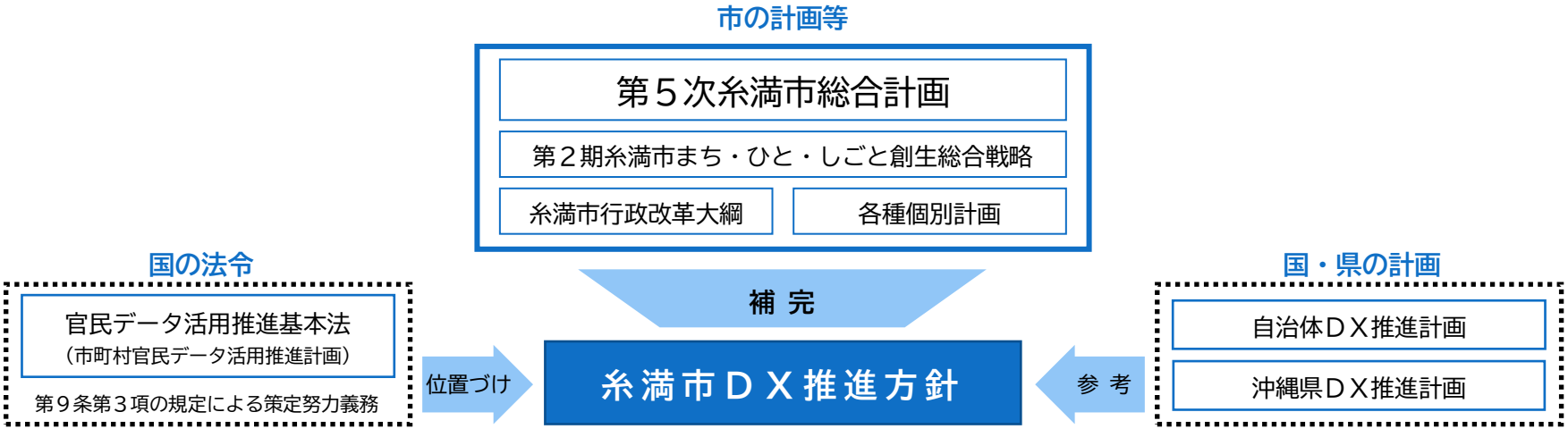

4　推進期間

本方針の期間は、「第５次糸満市総合計画」との整合性を図るため、令和６年度から令和１２年度までとします。なお、本方針の内容については、国及び県の動向や本市の施策の成果などを踏まえながら適宜見直しを行います。

国・県・市の計画等

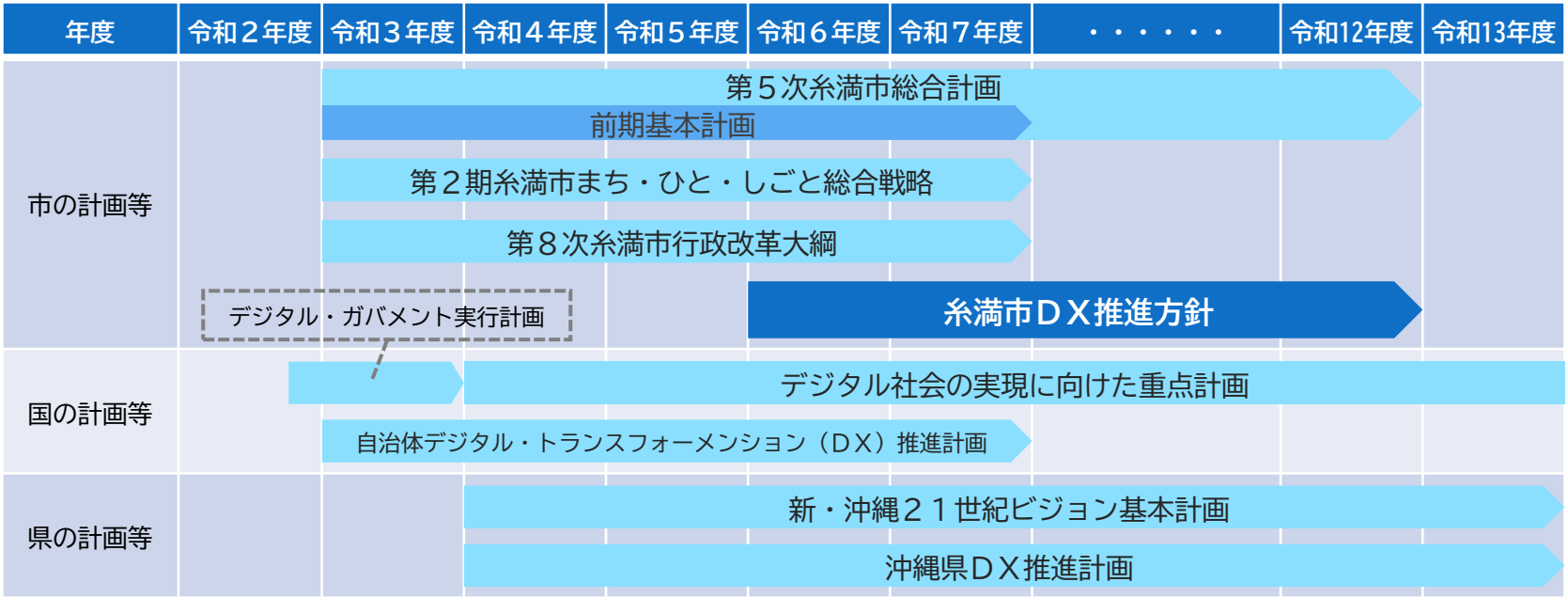

５　地方自治体が取り組むべき事項

国の「自治体デジタル・トランスフォーメンション（ＤＸ）推進計画」において、地方自治体が取り組むべき事項・内容が示されています。本市においても、国の計画に基づき、次の事項について取り組んでいきます。

また、国の計画が令和７年度末までであることから、同年度末までの指標を設定し、その実現に向けて取り組んでいきます。

◆ 重点取組事項（①～⑥）

◆ 自治体ＤＸの取組とあわせて取り組むべき事項（⑦～⑨）

◆ 必要に応じ実施を検討する事項（⑩・⑪）

６　重点取組事項

「重点取組事項」とは、自治体における施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要があるものをいいます。全部で６つの事項があり、本市でも重点的に取り組んでいきます。

◆ **重点取組事項**

① 自治体フロントヤード改革の推進

② 自治体の情報システムの標準化・共通化

③ マイナンバーカードの普及促進・利用の促進

④ セキュリティ対策の徹底

⑤ 自治体のＡＩ・ＲＰＡの利用推進

⑥ テレワークの推進

6-①　自治体フロントヤード改革の推進

【取組内容】

- 住民と行政との接点の改革を推進します。
- 国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」における「地方公共団体が優先的にオンラインを推進すべき手続」を優先的に推進します。

【スケジュール】

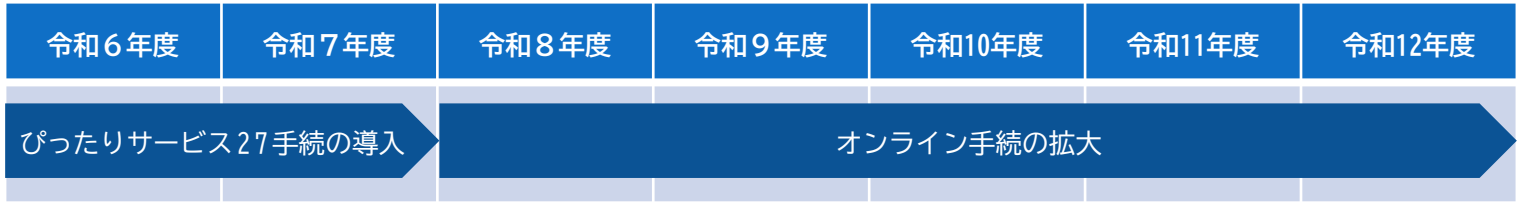

【令和７年度末までの指標】

オンライン可能な行政手続の件数　１００件

【参考】デジタル社会の実現に向けた重点計画（R05.06 閣議決定）

６-②　自治体の情報システムの標準化・共通化

【取組内容】

- 令和７年度末までに、基幹系２０業務システムについて、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行します。

【スケジュール】

【令和７年度末までの指標】

システム移行率　１００％

【参考】地方公共団体情報システム標準化基本方針（R05.09 閣議決定）

6-③　マイナンバーカードの普及促進・利用の推進

【取組内容】

- マイナンバーカードの取得の円滑化に向けて、それぞれの住民の方のニーズに対応した、カード取得に向けた環境整備を推進します。

【スケジュール】

【令和７年度末までの指標】

マイナンバーカード利活用の拡大　１件

【参考】マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について
（令和元年9月11日付け閣副第396号・府番第396号・総行情第49号・総行住第83号）

6-④　セキュリティ対策の徹底

【取組内容】

- 自治体の情報システムの標準化・共通化の取組やサイバーセキュリティの高度化・巧妙化を踏まえ、情報セキュリティ対策の徹底します。

【スケジュール】

【令和７年度末までの指標】

情報セキュリティポリシーの検証・改定　１回

【参考】地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
（R05.03 総務省）

6-⑤　ＡＩ・ＲＰＡの利用推進

【取組内容】

- 国の作成するガイドブックを参考に、ＡＩ・ＲＰＡの導入・活用を推進します。

【スケジュール】

【令和７年度末までの指標】

ＡＩ・ＲＰＡ活用業務数　３件

【参考】自治体におけるＡＩ活用・導入ガイドブック（R04.06 総務省）
自治体におけるＲＰＡ導入ガイドブック（R05.06 総務省）

6-⑥　テレワークの推進

【取組内容】

- 国が提供する手引等を参考に、テレワークの活用を推進します。
- 自治体フロントヤード改革や情報システムの標準化・共通化による業務見直し等の進捗に合わせ、テレワーク対象業務の拡大に取り組みます。

【スケジュール】

【令和７年度末までの指標】

希望する職員への実施割合　１００％

【参考】地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き（R03.04 総務省）

7　自治体ＤＸの取組とあわせて取り組むべき事項

「自治体ＤＸの取組とあわせて取り組むべき事項」とは、自治体ＤＸが主に自治体内部の業務効率化に焦点を当てていますが、その取組により生まれた人的資源を住民サービスの向上にあて、地域の住民がより豊かに暮らせるように取り組んでいく必要があるものをいいます。本市でも重点取組事項とあわせて取り組んでいきます。

◆ **自治体ＤＸの取組とあわせて取り組むべき事項**

⑦ 地域社会のデジタル化

⑧ デジタルデバイド対策

⑨ デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

７－⑦　地域社会のデジタル化

【取組内容】

- デジタル化によるメリットを享受できるよう本市の地域課題に応じたデジタル実装の取組を推進します。

【スケジュール】

【令和７年度末までの指標】

事業実施件数　３件

【参考】地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第2.0版】（R04.09 総務省）

７－⑧　デジタルデバイド対策

【取組内容】

- 誰もがデジタル化の恩恵を享受できる誰一人取り残されない地域社会のデジタル化を推進します。

【スケジュール】

【令和７年度末までの指標】

プログラミング・スマホ教室の開催件数　３件

【参考】地域におけるデジタル活用支援の事例について
（R03.03.29付け総務省自治行政局地域振興室事務連絡）

７－⑨　デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

【取組内容】

- 国が定めた「構造改革のためのデジタル原則」を指針として、マニュアル等を参考に条例・規則等の点検・見直しを推進します。

【スケジュール】

【令和７年度末までの指標】

アナログ規制に該当する条例等の改定　１件

【参考】地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル
（R04.11 デジタル庁）

8　必要に応じ実施を検討する事項

「必要に応じ実施を検討する事項」とは、重要取組事項以外にＤＸを推進するための全体的な方針に位置付けられている取り組みのことをいいます。本市でも、重要取組事項と共に取り組んでいきます。

◆ **必要に応じ実施を検討する事項**

⑩ ＢＰＲ（業務改革）の取組の徹底

⑪ オープンデータの推進・官民データ活用の推進

８－⑩　ＢＰＲ（業務改革）の取組の徹底

【取組内容】

- 行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（ＢＰＲ）に取り組みます。

【スケジュール】

【令和７年度末までの指標】

自治体の情報システムの標準化・共通化のＢＰＲ実施率　　１００％

【参考】デジタル・ガバメント実行計画（R02.12.25 閣議決定）

８－⑪　オープンデータの推進・官民データ活用の推進

【取組内容】

- 公共データを誰もが利用しやすい形でアクセスできるようオープンデータの取組を推進します。

【スケジュール】

【令和７年度末までの指標】

自治体標準オープンデータセットの公開件数　６件

【参考】自治体標準オープンデータセット（旧推奨データセット）について
（R05.03.31 デジタル庁）

９　取組事項のスケジュール等

取組事項	令和６年度	令和７年度	令和８年度～令和１２年度	令和７年度末までの指標	目標値
① 自治体フロントヤード改革の推進	ぴったりサービス27手続の導入		オンライン手続の拡大	オンライン可能な行政手続の件数	100 件
② 自治体の情報システムの標準化・共通化	構築・移行		運用	システム移行率	100 %
③ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進	申請サポート・専用窓口・周知活動		申請サポート・専用窓口・周知活動	マイナンバーカード利活用の拡大	1 件
④ セキュリティ対策の徹底	検証・改定		検証・改定	情報セキュリティポリシーの検証・改定	1 回
⑤ 自治体のＡＩ・ＲＰＡの利用推進	推進	対象部署・対象業務の拡大	対象部署・対象業務の拡大	ＡＩ・ＲＰＡ活用業務数	3 件
⑥ テレワークの推進	実施		実施	希望する職員への実施割合	100 %
⑦ 地域社会のデジタル化	検討・実施		検討・実施	事業実施件数	3 件
⑧ デジタルデバイド対策	検討・実施		検討・実施	プログラミング・スマホ教室の開催件数	3 件
⑨ デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し	調査・例規等改定		実施	アナログ規制に該当する条例等の改定	1 回
⑩ ＢＰＲの取組の徹底	検討・導入		推進	自治体の情報システムの標準化・共通化のＢＰＲ実施率	100 %
⑪ オープンデータの推進・官民データ活用の推進	推進・実装		推進・実装	自治体標準オープンデータセットの公開件数	6 件

10　推進体制

本方針を基づく取組を推進するため、糸満市デジタル化推進本部の設置し、各業務担当部署の取組を支えます。

なお、担当部署での「デジタイゼーション」「デジタライゼーション」については、推進本部の指示・承認を待たずとも、その担当部署で取組みを進めることもできます。

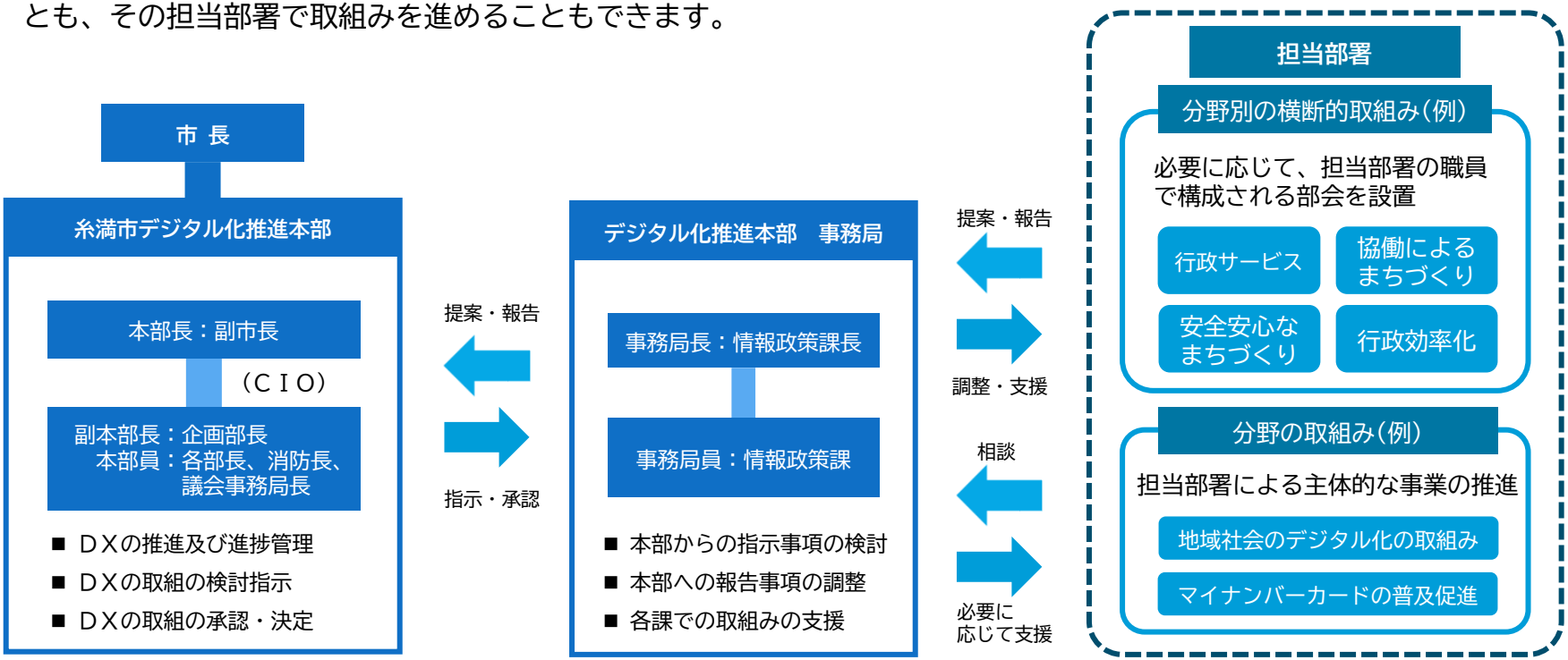

11　推進していくために必要なこと

デジタル技術の活用は、手段であり、目的ではありません。ＤＸを進める上で大切なのは、これまでの事務（アナログの手法と各部署で蓄積された資産）の中から生まれるものです。デジタル技術を活用し、市民の利便性向上や業務の効率化、データによる新たな価値の創造など、市民と行政がともに諸問題を解決するためには、職員一人ひとりの主体的な取組み（ジブンゴト）や部署を超えた横のつながりなどが必要になってきます。

そのためには職員一人ひとりが次の視点を持って、推進していくことが重要です。

職員のデジタルリテラシーと改革意識の向上

ＤＸは専門部署の管轄だと考えず、自分たちがすべきこととして取り組む

取り組みの効果を考える

「デジタルだから」ということだけで導入せず、住民が必要としているか考える

住民目線でサービスをつくる

既存の仕組みのシステムだけで考えず、必要であれば新たなシステムの導入も考える

柔軟に考えよう

前例踏襲の決まったやり方を重視せず、いろいろな方法を考えてみる

スモールスタートから始めよう

最初から大規模、完璧を求めず、小さなものから始める

資　料

付録　用語について

NO	用語	説明
1	AI	Artificial Intelligence の略称です。コンピューターによる人間の知的活動の模倣を目的とした技術で、自然言語の理解や認識、推論などの知的行動をコンピュータに行わせることができます。
2	BPR	Business Process Re-engineering の略称です。業務の本来の目的に向かって既存の組織や制度を抜本的に改善して、業務フローや情報システム、職務内容などを見直すこと（再設計すること）をいいます。
3	CIO	Chief Information Officer の略称です。最高情報統括責任者のことをいいます。糸満市のCIOは「副市長」です。
4	IT	Information Technology の略称です。情報通信技術、情報処理技術、情報機器技術などのことをいいます。
5	RPA	Robotic Process Automation の略称です。これまで人間のみが対応可能と想定していた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンやAIを含む認知技術を活用して、代行する取り組みのことをいいます。
6	UI	User Interfaceの略称です。一般的にはユーザーとソフトウェアやハードウェア、あるいはサービスやプロダクトとの接点のことを指します。
7	UX	User Experienceの略称です。製品やサービスを利用することで得られる体験を示します。
8	新しい IT	2000年代以降に出てきた新しい IT 技術のことをいいます。新しい IT 技術には SNS やクラウド、オープンデータ、AI などがあります。
9	オープンデータ	オープンデータとは、誰でも自由に入手や使用、加工、再配布などができるよう広く一般に公開されているデータのことです。オープンデータは、政府や自治体、企業などが保有するデータを、機械可読な形式で公開することで、社会的・経済的な価値を生み出すことが期待されています。

付録　用語について

NO	用語	説明
8	クラウド	インターネットを通じて、ユーザーが必要な時に必要な分だけサービスを利用する考え方のことです。
9	ガバメントクラウド	デジタル庁が求める技術要件を満たす複数のクラウドサービスにより整備する、国・地方公共団体等が利用可能なクラウドサービスの利用環境のことです。
10	情報システム	庁内ＬＡＮ及び通信ネットワークシステム、ソフトウェア、プログラムを搭載したコンピュータ（メインフレーム、サーバ、ストレージ等）及びその周辺機器並びに通信ネットワークによって情報処理を一体的に行うよう構成されたコンピュータの体系（専用のクライアント端末を管理する場合は、その端末を含む。）のことです。
11	デジタル技術	データを扱う技術のことです。デジタル技術は、コンピューターを用いて、データを処理、蓄積、伝送することができます。デジタル技術には、様々な種類がありますが、代表的なものには、クラウド、オープンデータ、AIなどがあります。
12	デジタル社会の実現に向けた重点計画	官民データ活用推進基本法の規定に基づき国会に報告する計画であり、次の３つの計画が含まれています。 ① デジタル社会形成基本法に規定する重点計画 ② 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に規定する情報システム整備計画 ③ 官民データ活用推進基本法に規定する官民データ活用推進基本計画
13	テレワーク	職員が所属する組織の所在場所（オフィス）から離れたところにおいて、通信ネットワーク及び ICT 機器を活用して業務に従事することです。具体的には、「在宅勤務」「サテライトオフィス勤務」「モバイルワーク」の３つの形態があります。

■ デジタル田園都市国家構想① － 意義・目的 －

地方を中心に、人口減少・少子高齢化、過疎化・東京圏への一極集中、地域産業の空洞化といった課題に直面しています。こうした課題を解決するには、これまでの地方創生の成果を最大限に活用しつつ、地方活性化を図っていくことが求められています。デジタル技術が急速に発展する中、デジタルは地方の社会課題を解決する鍵であり、新たな価値を生み出す源泉となっています。

今こそ、デジタルの実装を通じ、地域の社会課題の解決と魅力の向上を図っていくことが重要です。

「デジタル田園都市国家構想」は、「新しい資本主義」の重要な柱の一つです。

デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方の社会課題の解決、魅力向上のブレイクスルーを実現し、地方活性化を加速する。国は、基本方針を通じて、構想が目指すべき中長期的な方向性を提示し、地方の取組を支援する。

地方は、自らが目指す社会の姿を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進し、「**全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会**」を目指します。

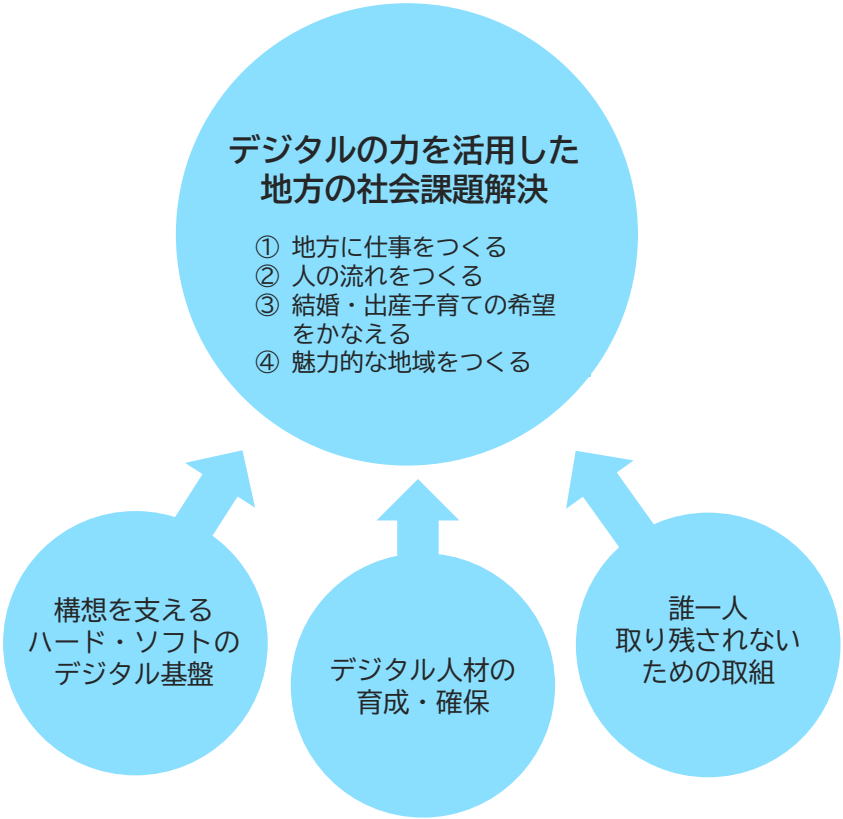

デジタル田園都市国家構想ホームページより
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitaldenen/index.html

■ デジタル田園都市国家構想②　－ デジタルの力を活用した地方の社会課題解決 －

地方活性化を図るには、地方の経済・社会に密接に関係する様々な分野において、デジタルの力を活用し、社会課題の解決や魅力向上を図ることが必要です。このためにデジタル田園都市国家構想では、４つに重点をおきつつ、分野横断的な支援を通じて地方の取組を推進します。

① 地方に仕事をつくる

地方のイノベーションを生む多様な人材・知・産業の集積を促し、自らの力で稼ぐ地域を作り出します。

- ● スマート農林水産業・食品産業
- ● 観光ＤＸ

② 人の流れをつくる

都会から地方への人の流れを生み出し、地方から流出しようとする人を食い止め、にぎわいの創出や地域を支える担い手の確保を図ります。

- ● 「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流
- ● オンライン関係人口の創出・拡大、地方への移住・就業に対する支援、二地域居住等の推進

③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

結婚・出産・子育てがしやすい地域づくり、若い女性を含め働きやすい環境づくりを進めます。

- ● デジタル技術を活用した子育て支援等の推進
- ● 結婚・出産・子育てへの支援

④ 魅力的な地域をつくる

地方で暮らすことに対する不安を解消し、暮らしやすく、魅力あふれる地域づくりを進めます。

- ● 地域資源を活かした個性あふれる地域づくり
- ● 防災・減災、国土強靱化等による安心・安全な地域づくり

● は国が示す施策例

■ 構造改革のためのデジタル原則①

参考：デジタル臨時行政調査会

政府においては、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進するため、令和３年１１月に内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」が創設(令和５年１０月６日廃止)され、**構造改革に通底する５つの原則**からなる「**構造改革のためのデジタル原則**」を共通の指針として令和３年１２月に策定しています。

（構造改革に通底する５つの原則）

① デジタル完結・自動化原則

② アジャイルガバナンス原則

③ 官民連携原則

④ 相互運用性確保原則

⑤ 共通基盤利用原則

■ 構造改革のためのデジタル原則②

（構造改革のためのデジタル原則）

第７層　新たな価値の創出	改革を通じて実現すべき価値 （デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献）

アーキテクチャ	構造改革のためのデジタル原則	
第６層　業務改革・ＢＰＲ／組織	原則① デジタル完結・自動化原則	書面、 目視、常駐、実地参加等を義務付ける 手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第５層　ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 （機動的で柔軟なガバナンス）	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくＥＢＰＭを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第４層　利活用環境	原則③ 官民連携原則（GtoBtoCモデル）	公共サービスを提供する際に民間企業のＵＩ・ＵＸを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第３層　連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第２層　データ 第１層　インフラ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ＩＤ、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

■ 地方公共団体が優先的にオンラインを推進すべき手続 ①

参考：デジタル社会の実現に向けた重点計画

「地方公共団体が優先的にオンラインを推進すべき手続」とは、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」に記載されている手続のことです。「デジタル庁及び総務省は、次に掲げる手続について、地方公共団体が優先的に、かつ、早急に進めることができるよう、関係府省庁と連携しガイドラインの作成等により支援する」としています。全部で５９手続（a.２３手続、b.３６手続）あります。

a．処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

1. 図書館の図書貸出予約等
2. 文化・スポーツ施設等の利用予約
3. 研修・講習・各種イベント等の申込
4. 地方税申告手続（eLTAX）
5. 自動車税環境性能割の申告納付
6. 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
7. 自動車税住所変更届
8. 水道使用開始届等
9. 港湾関係手続
10. 道路占用許可申請等
11. 道路使用許可の申請
12. 自動車の保管場所証明の申請
13. 駐車の許可の申請
14. 建築確認
15. 粗大ごみ収集の申込
16. 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
17. 犬の登録申請、死亡届
18. 感染症調査報告
19. 職員採用試験申込
20. 入札参加資格審査申請等
21. 入札
22. 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求
23. 消防法令における申請・届出等

※赤字…本市でも実施済み

※青字…本市でも一部実施済み

■ 地方公共団体が優先的にオンラインを推進すべき手続 ②

b．住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

ア．子育て関係

1. 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
2. 児童手当等の額の改定の請求及び届出
3. 氏名変更／住所変更等の届出
4. 受給事由消滅の届出
5. 未支払の児童手当等の請求
6. 児童手当等に係る寄附の申出
7. 児童手当に係る寄附変更等の申出
8. 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
9. 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
10. 児童手当等の現況届
11. 支給認定の申請
12. 保育施設等の利用申込
13. 保育施設等の現況届
14. 児童扶養手当の現況届の事前送信
15. 妊娠の届出

イ．介護関係

1. 要介護・要支援認定の申請
2. 要介護・要支援更新認定の申請
3. 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
4. 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
5. 介護保険負担割合証の再交付申請
6. 被保険者証の再交付申請
7. 高額介護（予防）サービス費の支給申請
8. 介護保険負担限度額認定申請
9. 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
10. 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
11. 住所移転後の要介護・要支援認定申請

ウ．被災者支援関係

1. 罹災証明書の発行申請
2. 応急仮設住宅の入居申請
3. 応急修理の実施申請
4. 障害物除去の実施申請
5. 災害弔慰金の支給申請
6. 災害障害見舞金の支給申請
7. 災害援護資金の貸付申請
8. 被災者生活再建支援金の支給申請

エ．転出・転入手続関係

1. 転出届
2. 入予定市区町村への来庁予定の連絡

※ ▭…ぴったりサービス27手続

※赤字…本市でも実施済み

■ 自治体標準オープンデータセット

「自治体標準オープンデータセット」は、オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、公開するデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたものです。

必ずしも最初から全てのデータセット公開に取り組まなければならないというものではなく、本データセットを参考に、各団体において公開可能なデータセットから公開を進めていただくことを期待するものです。

自治体標準オープンデータセット

1. 公共施設一覧
2. 文化財一覧
3. 指定緊急避難場所一覧
4. 地域・年齢別人口
5. 子育て施設一覧
6. オープンデーター一覧
7. 公衆無線LANアクセスポイント一覧
8. AED設置箇所一覧
9. 介護サービス事業所一覧
10. 医療機関一覧
11. 観光施設一覧
12. イベント一覧
13. 公衆トイレ一覧
14. 消防水利施設一覧
15. 食品等営業許可・届出一覧
16. 学校給食献立情報
17. 小中学校通学区域情報
18. ボーリング柱状図等
19. 都市計画基礎調査情報
20. 調達情報
21. 標準的なバス情報フォーマット
22. 支援制度（給付金）情報

※赤字…公開済みのオープンデータ

【公開場所】

名称：BODIKオープンデータカタログサイト

URL： https://odcs.bodik.jp/

糸満市デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進方針

発行：糸満市
編集：糸満市デジタル化推進本部（事務局：糸満市企画部情報政策課）
糸満市潮崎町１丁目１番地